

建武新政期の検非違使庁について

中 井 裕 子

はじめに

建武新政は二年半という非常に短い期間しか存続しなかったが、南北朝内乱期の研究の先導的役割を果たした松本新八郎氏¹⁾が社会経済史学の研究において鎌倉時代から室町時代の間で重大な画期があることを指摘して以来、建武新政期は政治史的にも社会史的にも注目されてきた。そして、政権の構造の解明を通して建武政権の性格を探ろうとする研究のなかで、建武政権の機関についての研究も行われてきた。

その研究では、雑訴決断所の研究²⁾が圧倒的に多い。雑訴決断所は建武新政の途中で新設された機関であり、その職員には公家や旧幕府系吏僚の武家など多様な人が登用されたことから、この機関の性格付けが必要であったため、また雑訴決断所が裁判・安堵・綸旨の施行など建武政権の中心的な役割を担った機関であったため、雑訴決断所に注目が集まっている。今回取り上げる建武新政期の検非違使庁も、建武政権を構成する一機関であったが、残存史料が少ないこともあり研究はあまり進んでいない。建武新政期の検非違使庁の研究で一番まとまったものは森茂暁氏³⁾の研究である。森氏は建武政権の中央機関の構造を

解明するため、中央機関を網羅的に論じ、その一環で検非違使庁にも言及している。建武新政期の検非違使庁の専論といえるものは、森氏の論のみである。しかし、検非違使庁は建武政権の権力拠点となった洛中を管理する機関であるので、建武政権の性格を考えるためには検非違使庁の考察は欠かせないであろう。

ここで、建武新政期を挟む鎌倉時代から室町時代の検非違使庁の研究状況についてまとめておきたい。まず、京都を本拠地とした室町幕府の権力の確立を考える中で、この時期の検非違使庁に目が向けられた。佐藤進一氏⁴⁾は、室町幕府が王朝・本所権力の実体的な支えとなっていた京都を中心とする政治経済機構をいかにして解体していったかを論じる中で、検非違使庁の洛中市政権について触れている。検非違使庁は京都の行政単位である保ごとの分掌を通して治安・警察・裁判に責任を負っていたことや、特定業種の商工業者への課税を通じて検非違使庁が商工業組織を支配していたことを述べた。そして五味文彦氏⁵⁾は、佐藤氏の述べた検非違使庁の京都市政権について、その原型が見出せる一二世紀から室町幕府によって奪取されてゆく一四世紀までを詳述している。

続いて、手が付けられたのは検非違使庁の警察機能についての研究

である。黒田紘一郎氏は保を拠点とした警固体制の整備過程と、六波羅探題成立後の検非違使庁の警察機能の変化を追った。以後、検非違使庁の警察機能の研究は六波羅探題との比較を通して、朝幕関係の推移を見る方向性で進んでいる。⁶⁷

その後、朝廷政治史への関心の高まりにつれ、検非違使庁の裁判機能の研究も行われた。橋本初子氏は、鎌倉後期から南北朝期の検非違使庁が発給した裁判関係の文書を考察し、後嵯峨上皇の院政期に導入された院評定と検非違使庁の裁判との関連を述べた。このようにして、検非違使庁の機能全般についての研究が進められてきた。

また、個別の政権と検非違使庁の関係についての研究も進められ、後醍醐天皇と検非違使庁の関係に着目した論も出されている。網野善彦氏は鎌倉後期の後醍醐天皇親政期において検非違使庁の警察機能を利用して課税徴収を強行していたと述べ、森茂暁氏は、網野氏の考察をもとに後醍醐天皇の洛中支配への意気込みは洛中市政を任務とする使庁との連携によって実体化したと結論付けている。これらの研究により、後醍醐天皇が洛中支配に力を入れていたことが明らかとなった。

以上の研究を踏まえて、私は以前、検非違使の別当の人事を題材にして鎌倉後期の朝廷を考察した⁶⁸。検非違使の別当の人事に着目した理由は、後嵯峨院政期の院評定制の導入を契機として鎌倉後期の朝廷は訴訟制度の整備に力を注ぎ、そのなかで裁判機能を持つ検非違使庁も興行の対象とされたため、それと検非違使の別当の人事には治天である院・天皇の意向が反映されたためである。そこで、検非違使の別当の人事から大覚寺統と持明院統との両統分裂状態にあった鎌倉後期の

朝廷の中で、それぞれの院・天皇はどのような政策をとろうとしたのかを明らかにしようとした。また、網野氏・森氏が着目した後醍醐天皇の洛中支配の手法が後醍醐天皇独自の政策であったのかを考察した。

その結果、持明院統政権では別当を短期間で頻繁に交替させており、参議別当の中納言昇進優先権を利用して近臣の官位上昇を狙ったものであったことがわかった。一方、大覚寺統政権は近臣を長期間にわたって別当に任用していた。それは、検非違使庁の警察・裁判機能ともに重視していた大覚寺統の院・天皇が、別当を通して検非違使庁を掌握しようとしていたためである。また鎌倉後期の後醍醐天皇親政期に行われた検非違使庁の洛中警察機能を利用した政策手法は後醍醐天皇だけが行った特殊な手法ではなく、同じ大覚寺統の後宇多上皇の手法を引き継いだものであったことを明らかにした。そして後宇多上皇の手法の引継ぎは警察機能だけでなく、裁判機能においても政権の訴訟機関の根幹であった記録所に挙げられた訴訟のうち洛中及びその周辺地のものを検非違使庁との連携で処理していた点で、後宇多院政期と後醍醐親政期は共通していたことを述べた。

鎌倉後期の両統迭立期のと、元弘の変を経て後醍醐天皇による建武新政を迎えた。この間に鎌倉幕府が減び、朝廷の中でも両統迭立が克服されるなど政権の体制が大きく変わった。それに伴い、検非違使庁が管轄する洛中の様子も大きく変わった。権力の拠点を鎌倉に置く幕府が減び、建武新政で権力の拠点が京都に統一されたため、洛中には人が溢れかえっていた。その様子は、建武政権が出した法令の中に「諸国の輩、遠近を論ぜず悉く以て京上し⁶⁹」という文言があること

や、二条河原落書に「本領ハナル、訴訟人」と書かれていることから
も知ることができる。洛中を管轄していた検非違使庁が、この洛中の
変化にどう対応したのであろうか。また鎌倉後期に大覚寺統の手法を
受け継いで検非違使庁の運営を行っていた後醍醐天皇が、建武新政の
中で検非違使庁の運営の手法をどのように展開させていったのかを見
ていきたい。

一 検非違使別当の人事からみる

建武新政期の検非違使庁の特徴

「はじめに」の中でも述べたように検非違使庁の筆頭である別当の
任命権は政権を握る院・天皇が保持しており、建武新政期ではその任
命権を持つているのは当然後醍醐天皇であった。そこで、建武新政期
の検非違使別当の人事をみしてみる。「表1」は、建武新政期の検非違
使別当をまとめたものである。

万里小路藤房と九条光経はどちらも鎌倉後期の後醍醐天皇親政期に
検非違使別当を勤めていた人物で、建武政権では再任である。また勤
修寺経頭は鎌倉後期の後醍醐天皇親政期に、検非違使庁の職員で別当
の業務の代行も行うこともある衛門権佐を経験している。

勤修寺経頭は、建武二（一三三五）年の末に補任されたが、足利尊
氏が建武二年一〇月に反乱を起こしており、経頭の在任期間は政情不
安定であった。そのため二ヶ月ほどで辞任し、京に攻め上ってきた尊
氏の軍を追い払うため奥州から上洛した北畠顕家を経頭に替えて別当
に補任した。洛中の警固を強める必要があり、軍勢を率いることので

【表1】 建武新政期の検非違使別当一覧

別当	出自	位	本官	補任	辞任	期間(月)
(洞院実世)	閑院	正三	権中納言	(元弘3.5.17?) (1333)	—	
万里小路藤房	勤修寺	正二	中納言	(元弘3.5~12) (1333)	建武元.10.5 (1334)	(10~16)
九条光経	勤修寺	正二	中納言→(権大納言)	建武元.10.9 (1334)	建武2.11.26 (1335)	14
勤修寺経頭	勤修寺	正三	参議	建武2.11.26 (1335)	建武3.2.4 (1336)	2
北畠顕家	村上源氏	従二	参議→権中納言	建武3.2.4 (1336)	(建武3.3.10?) (1336)	(1)
勤修寺経頭	勤修寺	正三	参議	(建武3.3.10?) (1336)	—	

【公卿補任】を基に作成。推定のもものは()で載せている。官職の欄で括弧書いものは、昇進と同時に別当を辞任している場合である。

※洞院実世について。元弘の変による動乱が終息した元弘3年5月17日に、後醍醐天皇は、鎌倉幕府によって擁立された光厳天皇を廃止し、公家の官位を元弘の変の前の官位に戻す命令を出した。洞院実世は元弘の変勃発時に検非違使別当を勤めており、5月17日の命で別当に復官した可能性がある。しかし洞院実世が確実に復官していたといえる証左がなく、本当に別当になったのかどうかは不明であるため()で記した。

きる顕家を別当にしたのである。北畠顕家の辞任の時期については、「公卿補任」の建武三年の項に「月日辞督并別当」としか書かれていないが、尊氏が九州に落ち延びたことで京の治安が回復したと考えた後醍醐天皇は、北畠顕家を同年三月一〇日に陸奥へ下した。そのときに別当を辞したと考えられる。北畠顕家のあとは、再び勤修寺経顕が別当になった。このことから北畠顕家は非常時の臨時任用であったことが窺える。

ここで、別当の出自をみると、非常時の臨時的な任用であった北畠顕家以外は、勤修寺流藤原氏の公卿である。勤修寺流藤原氏の家格は名家で、弁官など実務的なポストを経て公卿になる家柄である。実務官僚出身で、検非違使庁の職員である別当や衛門権佐の経験があり、検非違使庁の職務に精通した人物を別当に起用していることから、後醍醐天皇は検非違使庁の円滑な業務遂行を目指していたことが窺える。そして、武力を率いることのできた北畠顕家を混乱期に臨時的に任用しているにすぎないことから、平時は、力による制圧ができる人物よりも、事務能力に優れた人物が別当として適任であったと言える。そうすると検非違使庁の職務のなかでも、武力を必要とする警察機能よりも事務能力を問われる裁判機能を重視していたと考えられる。

建武新政期、検非違使庁が追捕の活動をしていることを示す史料は見出だせない。

一方、洛中の警固や追捕の活動をしていた機関が他に見出せる。簀屋は鎌倉時代においては六波羅探題の管轄であったが、建武政権下でも二条河原落書に「町ゴト二立簀屋」と出てくることや、北畠顕家が

配下の伊賀盛光のために簀屋番役の免除を奏請していることから、その存在が確認されている。また大番役に関しては建武政権が定めた京都大番役の勤仕細則を記した「大番条々」が伝わっている。そして建武政権は治安・警察機構として武者所・窪所を新設したことが知られている。建武二年六月に西園寺公宗が謀反を起こし、そのとき楠木正成・高師直が追捕に当たっているが、森氏は正成・師直による追捕は武者所としての活動であったと述べている。このように、洛中警固や追捕にあたる機関が複数設けられたのである。このような状態のなかで、検非違使庁が警察機能を発揮する機会は減少したのではないであろうか。

鎌倉後期では、朝廷に持ち込まれた案件であっても、追捕の際に六波羅探題に依頼しようとする例が見受けられる。建武政権では、武者所などに所属する武士も後醍醐天皇の命で出動させることができるようになったのである。そうすると、鎌倉時代、六波羅探題に実行を依頼していたような追捕には、建武新政期では武者所などに所属する武士を出動させたであろう。また追捕の対象が寺社権門に連なる人物であった場合、寺社の強訴を招き、追捕活動に関わった者が解官に追い込まれることもある。鎌倉後期でも、強訴のために検非違使庁の中核メンバーである別当や尉が解官される例が多々あった。それは検非違使庁の業務の停滞に直結することである。そのような危険を冒すことは避けられたに違いない。以上のことから、検非違使庁は武力を必要とする追捕や洛中警固の業務から手を引いたと考えられる。

それでは、検非違使庁の裁判機能は建武新政期を迎え、どのようなものであろうか。それについては章を改めて考察する。

二 建武新政期の使庁裁判

本論の「はじめに」でも述べたように、鎌倉後期は、訴訟機関の整備が進められる中で、検非違使庁の裁判機能が重視された時期であった。その検非違使庁の裁判機能は建武新政期にはどのようなものになったのであろうか。

建武新政期の検非違使庁による裁判関係の文書としては、建武元年七月の東寺雑掌と小野氏女の相論に関するものが残っている。梅小路室町敷地について、それぞれが領掌を主張したために相論が起り、東寺雑掌の側から検非違使庁に提訴された。上島有氏は「関西学院大学図書館所蔵東寺文書について」の中で、この裁判の一連の文書「小野氏女申状」・「検非違使庁諸官評定文」・「検非違使庁官人中原章方拳状」・「検非違使別当宣」を紹介している。そのうち、「検非違使庁諸官評定文」を次に挙げる。

〔端裏銘〕「諸官評定文」

建武元年七月廿二日評定

東寺雑掌与小野氏女相論梅小路室町敷地事

件地事、雑掌捧_レ正和二年十二月六日 勅裁并正中三年十二月十日
八日官符・文保元年十月 日院庁下文・元弘三年五月七日 綸旨
等、為_レ勅施入之地、輒難_レ成人領之由申_レ之、氏女者備_レ天
福元年九月十五日 安嘉門院庁御下文・同令旨等、彼敷地者為_レ
女院御祈禱御祭用途料足_レ、被_レ宛_レ行陰陽師在友之_レ、以来相伝
領掌之旨争_レ之、両方立申之趣非_レ無_レ由緒_レ歟、然者有_レ御 奏

聞、可_レ被_レ一決哉、

章方

章香

明成

章有

秀清

章緒

章興

章世

章顯_⑦

この評定文の内容をみると、東寺雑掌は勅裁・官符・院庁下文・綸旨などを根拠に、勅施入の地で一般人の領地ではないと言っている。一方、小野氏女は安嘉門院庁下文・令旨を根拠に、この土地は女院御祈禱御祭用途料所で、陰陽師在友に宛行われてから相伝の領所であると言う。その双方の訴えを聞いた検非違使庁は、どちらの申し分も由緒がないわけではない。そのため、後醍醐天皇に奏聞して決めていただくべきであろうという結論に達している。森茂暁氏はこの文書に関して、書き止めが「御奏聞有つて一決せらるべきか」となっていることから、民事訴訟を評議する使庁の評定に後醍醐天皇の影が大きく映り出したのも建武期の使庁活動の一つの特色であったと述べている。

奏聞することになったポイントは双方ともに山緒があることである。その山緒を立証したのは、それぞれが提出した証拠文書である。東寺雑掌は勅裁・官符・院庁下文・綸旨等を、小野氏女は安嘉門院庁下文・令旨を提出している。比較のため、鎌倉後期から建武新政期の

検非違使庁で取り扱った土地関係の訴訟で提出された証拠文書の一覽を作成し、「表2」に挙げた。それを見ると、双方ともに権門が関わる文書を提出している例は、この建武元年の訴訟以外には見られないことは明らかである。双方ともに権門が関わっているという建武元年の事例は特殊なものであったと言える。

それでは、検非違使庁の裁判はどのような案件を扱ってきたのであろうか。鎌倉後期の文永一〇（一二七三）年に公家新制が出され、その中に使庁訴訟に関わる条文「早速使庁訴訟を裁断すべき事」⁽²⁾が含まれている。その条文では「使庁者、非違礼行之砌、法曹者理致決断之官也、頃年民庶之論訴裁判、徒涉旬月、文書之理非勘録、弥累歳華、為世為人、不可不禁、自今以後、不論親疎、加廉潔之沙汰、偏任理非、致早速之成敗、」と書かれている。この条文から、橋本初子氏は「使別当の権限は、中世の権門体制の頂点にある上皇の裁許権を、「民庶之論訴裁判」に限り、上皇に代わって裁許し得る機能を、上皇から与えられていた」と述べている。検非違使庁の裁判は「民庶之論訴裁判」に限定されていたため、双方ともに権門が関わる相論を裁許する権限がなかった。そのため、天皇へ奏聞して判決を委任したのである。

本章のはじめに述べたように、この裁判は東寺雑掌側から提訴されたのであるが、提訴する時点では小野氏女が権門に連なる人物とは認識していなかったのではないか。そのため、「民庶之論訴裁判」を扱う検非違使庁に提訴したと考えられる。裁判を進めるなかで、双方ともが権門に関わっていることが明らかになったのであろう。そのため、奏聞を仰ぐことになったのである。森氏は建武元年の使庁裁判の一例

【表2】 鎌倉後期から建武新政期の検非違使庁土地関係裁判と証拠文書

年月日	係争地	訴人	訴人の証拠文書	論人	論人の証拠文書	出典の史料
延慶元. 11. 30 (1308)	親鸞上人影堂 并敷地	覚恵	院宣・置文	唯善	—	鎌倉遺文 23466
正和4. 5. 26 (1315)	鳥羽并九条散 在田地	源鶴寿丸	契状案文	清時	—	鎌倉遺文 25520
正和5. 4. 22 (1316)	綾小路高倉屋 地土倉等	尼勝智	譲状	加古女	譲状	鎌倉遺文 25820
元亨元. 5. 15 (1321)	北小路大宮地	千鶴丸	往代の本券	松鶴丸	譲状	鎌倉遺文 27785
元亨4. 3. 4 (1324)	高辻東洞院敷 地	尼道禪代 藤原知久	代々手継証文	浄阿	—	東寺百合文書 こ箱 48
嘉暦2. 7. 12 (1327)	六角油小路敷 地	山僧質運	質券	山僧頼以	—	鎌倉遺文 29896
建武元. 7. 26 (1334)	梅小路室町敷 地	小野氏女	安嘉門院庁下文 ・同令旨	東寺雑掌	勅裁・官符・院 庁下文・繪旨	大日本史料 6-1. P 681

だけをもつて、使庁の評定に後醍醐天皇の意向が反映されるようになったとするが、この訴訟は双方とも権門が関わる特殊な案件であったため奏聞をしたのであって、勅断を仰いだことを建武新政期の検非違使庁裁判の特徴とすべきではない。建武新政期の使庁裁判も、鎌倉後期と同じように「民庶之論訴訟裁判」に限り裁定していたと考えられる。

次に、東寺雑掌と小野氏女の訴訟のこの後の経緯を追ってみよう。天皇への奏聞ということで意見がまとまった評定文を受けて、この訴訟の担当奉行である中原章方が別当藤房の家司宛に奏聞を依頼する文書（検非違使庁官人中原章方拳状²³）を出した。それを受け取った別当藤房は直状の別当宣を発給した。その別当宣を次に挙げる。

〔端裏銘〕「院町地相論事」

東寺与小野氏女相論梅少路室町地事、官人章方状^{副諸官評定文}、如^レ

此、子細見^レ子状^レ歟、得^レ其意、可^レ令^レ奏聞^給、仍執達如^レ件、

七月廿二日

右衛門督藤房^{方少路}

こうして天皇への奏聞にむけての手続きが進められた。これにより、この訴訟の裁定が天皇に委任されたのであるが、訴訟の採決を天皇一個人の判断で行うというのは政権構造上考えにくい。建武政権では、裁判機能を持ち天皇が裁定に深く関わる機関として記録所がある。森茂暁氏²⁴は建武政権の記録所について考察する中で、後醍醐天皇が記録所の庭中に臨席し、上聞を経て沙汰が下されたことを述べている。そうすると、この別当宣は記録所の評議の席上で天皇の耳に入れるように依頼したものと解するのが自然である。つまり、別当宣に書

かれている「奏聞」は、記録所での評議に諮ることを意味している。別当宣で裁決を委ねた先は記録所であったのである。

このように検非違使庁では判断できない案件を記録所に移管したのであるが、それは鎌倉後期の状況が下地になっている。拙稿で、大覚寺統政権下において院評定の雑訴沙汰や天皇親政下の記録所に提訴された訴訟のうち洛中及びその周辺地ものは、輪旨・院宣で尋沙汰を命じることで実質的な審議の場が検非違使庁に移され、そこで実地調査を行って別当と官人による審議にかけられたことを述べた²⁵。鎌倉後期において、使庁裁判は訴訟処理機関の根幹であった院評定の雑訴沙汰や天皇親政下の記録所と連携をとっていたのである。この連携があったため、今回取り上げた事例のような検非違使庁では処理しきれない案件を記録所に移すことができたのである。このとき、この案件を記録所に移管する役割を果たしているのが、別当が発給する検非違使別当宣である。別当が記録所と検非違使庁を繋ぐ要であったため、別当には実務に長けた人物が必要であったのである。

以上述べてきた通り、建武新政期の検非違使庁は、鎌倉後期に整備充実された検非違使庁の機能を引継ぎ、記録所と連携を密にしながら訴訟処理を行っていたのである。建武政権においても、検非違使庁は訴訟処理機関の一つとして重視されていた。そして鎌倉後期からの訴訟制度の整備充実の方向性を引き継ぐ建武政権のもとで、検非違使庁と記録所は、それぞれの訴訟処理能力を高めるため、より緊密に連携がとられたのである。

検非違使庁と記録所との関係は以上述べたとおりであるが、建武新政期には裁判を扱う機関として雑訴決断所も設置された。雑訴決断所

は元弘三(一一三三)年八月中旬から九月上旬までに開設され、開設当初は地方ごとに四番に分けて担当したことが知られている。³³⁾ そのうち一番が五畿内および東海道の担当であった。そして翌年七月から八月の間に雑訴決断所の拡充が行われ、八番制に改組された。八番制の下では一番が五畿内の担当とされた。このように雑訴決断所にも畿内を担当する部署が置かれたのであるが、雑訴決断所と検非違使庁の裁判の管轄はどのように分けられていたのであろうか。

先に見た検非違使庁に提訴された事例は、洛中の屋地をめぐる相論である。一方、八番制下の雑訴決断所には、洛中周辺地である山城国葛原庄の相論が提訴され評議が行われている。³⁴⁾ 洛中周辺地については雑訴決断所でも検非違使庁でも提訴可能であったと考えられる。しかし、洛中の屋地の裁判の例は雑訴決断所では見出せない。先に検討した事例でも言えるように、雑訴決断所が設置されてからも検非違使庁は裁判を行っている。もし、雑訴決断所が検非違使庁の裁判範囲をすべてカバーできるのであれば、検非違使庁の裁判は雑訴決断所の裁判に統合されてしまうであろう。そうはなっていないのであるから、検非違使庁は洛中屋地の裁判を専門に取り扱ったと考えられる。

雑訴決断所と検非違使庁の裁判で異なるのは裁判に携わる職員の人員構成である。雑訴決断所は公卿や弁官・法曹吏僚などの公家と旧幕府系吏僚や在地武士・足利尊氏の被官などの武家が入り交ざって構成されている。³⁵⁾ 一方、検非違使庁の裁判は先に挙げた評定文をみても、署名しているのは、明成が坂上氏、その他はすべて中原氏で、全員法曹吏僚として鎌倉後期の検非違使庁の裁判に携わってきた人やその子息である。³⁶⁾ その検非違使庁に洛中の裁判を担当させた。そこには鎌倉

後期、朝廷が洛中の裁判の整備に心血を注いできたという自負があるのであろう。洛中は建武政権の拠点となる特別な地域であるので、洛中の裁判は、新設の機関で雑多な出自の人物が寄り集まる雑訴決断所よりも、今まで朝廷での裁判で経験を積んできた法曹吏僚の合議で裁く検非違使庁の裁判に委ねたかったのである。

以上のことから、建武政権でも、検非違使庁は民庶を対象とする洛中屋地を専門に扱う裁判所という位置を保持したのである。

三 建武元年の徳政令の発布について

前章では、検非違使庁の職掌の中で、鎌倉後期から重視されていた裁判機能を見てきた。一方、建武政権で新たに見出せる検非違使庁の活動事例もある。それが徳政令の発布である。

建武元年五月三日に検非違使庁から徳政令が発布された。

検非違使庁牒諸国衙

当国住人等申、負物并本物返・質券田畠事

右、於_レ国任_二格制_一令_レ計_二成敗_一、有_二子細_一者、可_レ被_レ注_二進之_一者、以牒、

建武元年五月三日

右衛門尉中原在判³⁷⁾

この徳政令は検非違使庁牒と、負物・本物返の条目、沽却地の事が一括になって残っており、その条文解釈をめぐって様々な議論がされてきた。³⁸⁾ その中で、黒田俊雄氏は条文解釈を通して、建武徳政令の性格を述べている。それによると、建武徳政令は、単なる徳政令の一項ではなく北条氏の権威を否定し、天皇方の軍忠の者を優遇するための

政治的措置であったとする。また建武徳政令の適用範囲は永仁徳政令の「質券売買地事」の条とちがいが、「負物并本銭返質券田畠」に限られており、沽却地については一部特定条件のものに結果として徳政的効果を生む処置があったにすぎないと結論づけている。それを受けて、森茂暁氏は、実際に出された建武徳政令関係の文書からこの徳政令の適用例を検証した。そして徳政令の実質的な運営は国衙レベルでされており、徳政令が適用されている事例は、黒田氏の説の通り、本物返・質券地に限られていたことを実証している。

このように森氏は検非違使庁から出された徳政令の運営の実態を考証しているが、なぜ徳政令が検非違使庁牒で発布することになったのかについては、全く触れていない。建武新政期の検非違使庁を考える上で、この問題は避けて通れない問題である。この問題について触れているのは、小川信氏のみである。小川氏は、まず建武政権下の雑訴決断所が足利氏の被官や旧幕府の奉行人層の協力を得なければ運営できなかつたため、雑訴決断所の設置は勅断主義の修正であつたとする。そして建武政権は武家・民衆の不満が増大したため宥和政策として徳政令を出したのであるが、徳政令の適用を検非違使庁の管轄下に置いたのは、実施に伴う紛争を排除するためというよりは、むしろ雑訴決断所を介入させないためとみられ、このことは徳政令の立案者がどこにあつたかを暗示していると述べている。しかし、一九九〇年代に市沢哲氏⁽⁴⁾・吉原弘道氏⁽⁴⁾・美川圭氏等により雑訴決断所の設置は後醍醐の意に沿つた政権機構の整備の過程であるとする説が出され、現在はこちらの説が主流になっている。そのため小川氏の雑訴決断所が後醍醐天皇の意思に反する機関であつたことを前提とする説は再考する

必要がある。そのため本章では、なぜ検非違使庁から徳政令が発布されたのかについて考えてみたい。あわせて建武徳政令発布に至るまでの経緯も辿ってみる。

建武徳政令の文中に「当国住人等申す」とあることから、諸国の住人から質物・本物返等の扱いをめぐる徳政の要求があつたことがわかる。網野善彦氏が「永仁五（一二九七）年令以前における売買質入地の無償取りもどしは、むしろここ（永仁六年二月の越訴制復活と「徳政令」の部分解除）で再確認され、これ以後、鎌倉末期にいたるまで、この「徳政令」による売買地の返却がつづいている。」と述べているように、鎌倉幕府の法を根拠とした売買地の返却が鎌倉末期まで継続していたため、それに代わる新しい根拠を求めて建武政権に徳政要求を行ったのである。

それでは諸国の住人からの要求を建武政権はどのように把握したのであろうか。諸国で起こつた狼藉については国司・守護が注進状で中央に伝えることになつていたが、ただ徳政の要求があるということだけで複数の国衙や守護所が中央に注進してくるといふのはあまり現実的でない。当時、訴訟を求めていた人は京上して洛中に集まつていたため、洛中で徳政要求をしたと考えるのが順当であらう。

徳政令を伝える検非違使庁牒は五月三日に発布されたのであるが、その同月に本物返地について債務返済が半倍を過ぎているので返還を命じる検非違使牒を賜りたいと薩摩国住人の比志鳥義範が申状を出している。そして、その申状に添えて、検非違使庁が薩摩国衙に比志鳥義範の訴訟の裁定を命じる下文を、徳政令発布のわずか三日後である五月六日に発給している。比志鳥義範申状の文面をみると、「半倍」

の債務返済を根拠に本物返地の返還を求めている。この「半倍」の規定は、建武徳政令で打ち出されたものであるから、比志島義範は五月三日の検非違使庁牒を確認してからこの申状を出している。それにも関わらず、比志島義範は検非違使庁牒が發布されたのとはほぼ同時に検非違使庁に申状を提出しているのである。これだけ迅速に対応できたのは、徳政令が出るのが予期できたからであろう。つまり比志島義範自身も徳政を求めていたなかの一人であったのではないかと考えられる。このように、洛中に滞在する諸国の住民が徳政を要求したのである。

佐藤進一氏は、鎌倉・南北朝期、検非違使庁は保別に担当検非違使を配し、下部を手足として、都市民の生活を直接に守る責任を負ったことを指摘している。建武政権期の検非違使庁は法曹吏僚を中心とする文官で成り立っている組織であった。その検非違使庁が洛中の治安を守るためには、洛中にいる人の不満・要求を受け付け、それを上奏することで、建武政権の膝下である洛中での暴動を未然に防ぐ必要があった。そうした活動のなかで、検非違使庁が在京の諸国住人の要求を受け止めたのである。建武新政が始まると洛中に人が流入してきた。その洛中の治安を維持するためには管理の対象を洛中滞在の人にまで広げなければならない。こうして検非違使庁の管轄対象は、元から洛中に住んでいた洛中民だけでなく、洛中滞在人にまで広がったのである。そして洛中滞在人の徳政を求める声も検非違使庁が拾い上げることができたのである。

しかし、検非違使庁が徳政令を取り決め独断で發布することは当然できないので、検非違使庁に集まった徳政要求の声は、前章で述べた

ような連携を活かして、別当を通じて天皇へ届けられ、政権中枢での評議を経て建武徳政令が裁定されたと考えられる。また、検非違使庁に要求を提出した側も、天皇をはじめ政権中枢に届くことを期待していた。先ほど触れた比志島義範の申状で「欲_レ且達_レ天聴」と書いて検非違使庁に提訴していることから、検非違使庁に言えば天皇の耳に届けてもらえるという期待を持っていたのである。検非違使庁は洛中の住人及び洛中滞在人の声を、政権中枢に届ける役割を果たしていたのである。

それでは、政権中枢での裁定である建武徳政令を、なぜ綸旨や宣旨ではなく検非違使庁牒という形で発布したのであろうか。

鎌倉後期の後醍醐天皇親政期にも、当時の人に「徳政」と認識される政策が行われていた。「太平記」の「関所停止事」では、商業運送の妨げとなる新聞の廃止の命令が出されたことや、記録所に天皇が出御して訴えを直に聞いたこととともに、飢饉の対策として窮民の施行をしたことや、検非違使に米を売り渋りする商人を点検させ、二条町飯屋で公定歩合どおりの値段で米を売らせたことが書かれている。勅裁で公定歩合を定め、二条町東西の市に飯屋を立てて商人を集めて売買させたことは「東寺執行日記」の元徳二（一二三〇）年六月一日⁵⁰条にも書かれており、「太平記」の記事が事実であったことが確認できる。また、そのことは「歯長寺縁起」という愛媛県宇和町歯長寺の縁起書にも書かれている。「歯長寺縁起」の著者である寂證は元弘三（一二三三）年に上洛し、そのとき見聞した出来事を「歯長寺縁起」の中に記している。そのなかで後醍醐天皇が「徳政を行われ撫育の哀憐有り」と述べ、その事例として「官人を向かわせ和市を上げ餓死の

難を払う」ことが挙げられている。検非違使の官人が二条町飯屋で公定歩合どおりの値段で米を売らせたことは、当時の人々にも徳政（仁徳ある政治）と受け取られ評価されていたのである。また「南長寺縁起」には乞人のために五条河原に非人屋を建てたことや、非人供を行ったことも合わせて書かれている。

丹生谷哲一⁵⁶氏は、中世において天皇法事・堂塔寺院供養・行幸・天災地異・為政者の病などに際して国家的な施行が頻々に行われており、それら賑給・施米・濫僧供・非人施行の担当がほぼ例外なく検非違使であったと述べている。また国家的行事以外の施行も検非違使を介してなされていたとし、検非違使は施行の統轄者であったとする。このように、徳政の一環として行われた施行は検非違使によって担われていた。

検非違使庁は鎌倉後期の後醍醐天皇親政期に、善政である徳政の事業を行った実績があった。その検非違使庁から建武徳政令を出すことで、建武徳政令に鎌倉後期の検非違使庁の徳政事業の印象を重ねて善政をアピールしようとしたのであろう。

以上のように検非違使庁は徳政令の要望の受付から発布までを行っていた。これらの役割を果たせたのは、検非違使庁が徳政事業に携わってきたこと、洛中市政に根ざしていたこと、政権中枢との連携がとれていたことによるのである。

それでは次に、鎌倉時代からの徳政令の変遷の中で、検非違使庁による建武徳政令の発布の意味合いを考えて、この章を締めくくりたい。

徳政令についての一歩代表的な研究は、笠松宏至⁵⁷氏の研究である。

それによると、鎌倉後期の文永ごろから公武政権が同時に徳政令を発布し始めた。権力の主体性のもとに「政策」として実行したもので、朝廷では俗人領となった神仏領を元に戻す政策、幕府では御家人領を元に戻す政策として表れた。相伝から自専へという流れを止め、元のあるべき姿に戻そうという観念を朝廷も幕府も共通して持っていた。以上のように鎌倉後期の徳政は、為政者が考えるべき姿を法に定め、それを浸透させようとする上からの政策であったことが述べられている。

それに関連して、徳政令の研究に先鞭をつけた佐藤三郎⁵⁸氏は、鎌倉時代の徳政は幕府側からの政策であったのに対して、建武徳政令は徳政を享受する側からの働きかけであった。建武徳政令は室町時代の民衆の強要的活動によって徳政を行わせた土一揆の前駆的なものであり、徳政の内容・適用をうける人的要素面からみても鎌倉と室町の間位置づけられ、徳政の発展段階を示すものであったと述べている。現在、この論はあまり顧られることがないが、鎌倉期の徳政令と建武徳政令との違いに着目した意義ある論である。

建武徳政令で、徳政を享受する側からの要求を実現できたのは、洛中市政に深く根ざし、且つ政権の中枢と密な連携が取れていた検非違使庁があったればこそであったのである。建武政権での検非違使庁の活動が鎌倉期の徳政令と建武徳政令の転換を生み出す一要素になっていたのである。

四 建武徳政令の運用による検非違使庁の変化

前章では、徳政令発布における検非違使庁の役割についてみてきたが、本章では、実際に徳政令が運用される中で、徳政令発布に関わった検非違使庁にどのような変化があったのかを考察する。

徳政令は森茂暁⁽⁵⁸⁾氏の指摘にあるように、徳政令の実質的な運営は国衙レベルでなされたのであるが、徳政令の検非違使庁牒の末尾に「子細有らば、之を注進せらるべし」とある。また前章で紹介した検非違使庁が薩摩国衙に比志⁽⁵⁹⁾島義範の訴訟の裁定を命じた下文にも、同じ文言が付けられている。このように国衙のほうで手に余る場合は、検非違使庁への注進を命じている。

実際、香取社神官衆徒が建武徳政令を根拠に田畠返付を求めた訴訟⁽⁶⁰⁾では、下総守が差配し判決を下したが、神官等の主張が認められず、それで神官側が引き下がらなかったため、京都に注進すべしという結論に至っている。この後の経緯を示す史料が残っていないため、どのようなになったのかは不明であるが、この結論どおりに事が進んだとしたら、京都つまり建武徳政令を発布した検非違使庁に注進されたであろう。検非違使庁は、国衙で裁ききれなかった徳政令をめぐる訴訟を裁定することになった。このように、建武徳政令の運用で、検非違使庁から国衙に命令を下したり、国衙から検非違使庁へ注進したりすることで、検非違使庁が国衙の上位機関となったのである。

検非違使庁と国衙との間に上下関係ができたことは、今までの検非違使庁が担当していた業務にも変化を起こさせる。地券の紛失状への

署判は検非違使庁の職掌であったが、この業務については、洛中だけではなく、畿内の寺社からの紛失状も取り扱っていた。一例を挙げると、鎌倉後期の嘉元元（一三〇三）年に紀伊歎喜寺住僧が紛失状を作成している⁽⁶¹⁾。紀伊歎喜寺の寺領である紀伊国和佐庄内下村・南村に関するもので、在地人の証判を取り整えた後、検非違使庁に提出し、検非違使の官人が「在地の輩等証判分明の間、署を加えるものなり」と記して署判をしている。このように申請者側で在地の者の証判を添えて検非違使庁官人の署判を貰うことになっていた。

ところが、建武新政期には、在地の者の証判を提出せずに紛失状の認定を求めている事例がある。建武元年二月日付の大和の金峯山吉水院院主は、申状⁽⁶²⁾で、戦火により吉水院坊領の文書が紛失したため、寺家宿老の証判のみを添えて論旨の発給を請求してきた。この申状は論旨の請求であるから、記録所に提出されたと考えられるが、紛失状の取り扱いは検非違使庁の業務であるため、この申状の処置を検非違使庁に移管してきた。そして、検非違使庁では以下のような文章を書いたから、官人が署判を加えている。

件寺領文書紛失事、為大和河内兩國内之間、被尋問当知行実
否⁽⁶³⁾之處、如一乘院僧正坊并河内守正成朝臣請文者、無子細⁽⁶⁴⁾
歟、仍各加⁽⁶⁵⁾烈署⁽⁶⁶⁾耳、

建武元年九月四日⁽⁶⁷⁾

この文書には、吉水院が当知行していることを証明する在地人の署判がなかったため、検非違使庁のほうで当知行の実否の確認を行ったのである。鎌倉後期では、申請者が在地の署判を調べ、それを見て検非違使庁の官人が署判をするだけであったが、今回は検非違使庁側で調

査を行っており、検非違使庁の仕事内容に大きな違いがある。当知行の実否は、寺領のある大和と河内の国司に調査させ、その請文により当知行の確認をしている。検非違使庁が国司を使って調査しているのは、建武徳政令の運用により、検非違使庁が国衛の上位機関となったためと考えられる。私は以前、鎌倉後期の検非違使庁では、検非違使庁の下部を活用した洛中の実地調査を行っていたことを指摘した⁽⁶⁾。建武新政期の検非違使庁は、国衛と連携することで洛中以外の地の実地調査も可能となったのである。

国衛を利用して実地調査させている例は、検非違使庁以外では建武政権の中央の主要機関とされる雑訴決断所で確認することができる⁽⁶⁾。検非違使庁は、鎌倉後期までは、洛中民を相手とする朝廷の末端機関であったが、建武徳政令の運用により、地方機関である国衛の協力を得られるようになった点で、雑訴決断所と並び立つ地位を得たのである。

おわりに

最後に本論の主旨をまとめておきたい。

建武新政期の検非違使別当には実務官僚出身で検非違使庁の職務に精通した人物を起用した。そして武力を率いることのできた北畠顕家は混乱期の臨時任用にすぎなかったことから、後醍醐天皇は、検非違使庁の職務のなかでも、武力を必要とする警察機能よりも事務能力を問われる裁判機能を重視していたと考えられる。鎌倉後期、寺社の強訴によって追捕活動に携わったために検非違使庁の中核を担う職員が

解官に追い込まれる事例があり、検非違使庁の業務停滞を防ぐため、建武政権では追捕など武力を必要とする業務は武者所などの他機関に担当させた。

建武新政期の検非違使庁の裁判については、民庶の論訴に限るという鎌倉後期と同様の方針で運営され、検非違使庁では裁けない案件は記録所に移管することで処理していた。鎌倉後期には院評定の雑訴沙汰や天皇親政下の記録所から洛中及びその周辺地の裁判の実地調査を検非違使庁に委託した事例があったが、建武政権では記録所と検非違使庁がより緊密に連携し、訴訟処理能力を高めていた。そしてその連携の要となっていたのが検非違使別当であったので、別当には実務に長けた人物が必要であった。建武政権では、裁判を扱う機関として雑訴決断所も設置されたが、政権の拠点である洛中屋地の裁判は法曹吏僚の合議で裁く検非違使庁が専門に扱った。

徳政令の要求は京上して洛中に滞在していた諸国の住人によって出され、洛中を保別に分掌し下部を使うことで洛中市政に根ざしていた検非違使庁が徳政の要求を受け付け、別当を通して政権中枢に届けることで建武徳政令の制定・発布を実現することができた。建武徳政令が検非違使庁から発布されたのは、検非違使庁が鎌倉後期に善政として評価され徳政の事業を行った実績があったためで、その検非違使庁から建武徳政令を出すことで善政をアピールしようとした。建武徳政令の運用を通じて検非違使庁と地方機関である国衛との関係に上下関係が発生した。それを利用することで、検非違使庁は洛中以外の地域の実地調査もできるようになった。検非違使庁は、国衛の協力を得られるようになった点で、中央機関として雑訴決断所と並び立つ地位を

得た。

このように建武新政期の検非違使庁は記録所や国衙など他機関と連携し、併せて独自の機動力である下部を活用することで、訴訟処理能力を高め、洛中市政権を強め、地方へもその影響力を進展させていった。このため、建武新政期の検非違使庁は充実期を迎えていたと言えよう。

しかし、建武新政崩壊後は、朝廷が直接支配可能な地域は限定されたため、検非違使庁が地方の業務を引き受けることはなくなり、国衙の協力を得ることもなくなった。佐藤進一氏は、室町幕府の権力確立について論じるなかで、「室町幕府の京都市政権獲得が、警察↓治安↓民事裁判↓商業課税の順で次第に確立する」と述べ、五味文彦氏も南北朝初期に室町幕府が洛中で治安警察を行っていたことを述べているが、それは建武政権での検非違使庁の運営が裁判機能を重視し、警察機能を他機関に担当させた結果と言える。そして、室町幕府が洛中の支配権を確立させていくなかで、検非違使庁の活動は終息に向かっているといえるのである。

今回、検非違使庁の商業課税や経済面での政策については触れることができなかったが、また後日を期したい。

註

- (1) 松本新八郎「南北朝内乱の諸前提」(『中世社会の研究』、東京大学出版会、一九五六年。初出は一九四七年)。
- (2) 阿部猛「雑訴決断所の構成と機能―建武中興政府機関の研究(一)―」(『ヒストリア』二五、一九五九年)、森茂暁「建武政権の構成と機能(一)―雑訴決断所―」(『南北朝公武関係史の研究』、文献出版、

一九八四年(二〇〇八年)に増補改訂版が思文閣出版より出版)。初出は一九七九年)、小林保夫「雑訴決断所探小考」(『堺女子短期大学紀要』一五、一九八〇年)など。

- (3) 森茂暁「建武政権の構成と機能(二)―記録所・恩賞方・窪所・武者所・検非違使庁―」(『南北朝公武関係史の研究』、文献出版、一九八四年(二〇〇八年)に増補改訂版が思文閣出版より出版)。初出は一九七九年)。

- (4) 佐藤進一「室町幕府論」(『岩波講座日本歴史』七 中世三、岩波書店、一九六七年)。

- (5) 五味文彦「使庁の構成と幕府―二―一四世紀の洛中支配―」(『歴史学研究』三九二、一九七三年)。

- (6) 黒田絃一郎「中世京都の警察制度」(『中世都市京都の研究』、校倉書房、一九九六年。初出は一九七一年)。

- (7) 検非違使庁の警察機能を扱った論文は、森茂暁「六波羅探題と検非違使庁」(『鎌倉時代の朝幕関係』、思文閣出版、一九九一年)、森幸夫「鎌倉幕府による使庁からの罪人請取りについて」(『六波羅探題の研究』(『統群書類従完成会、二〇〇五年)に「鎌倉時代の洛中警固に関する考察」と改題し収録。初出は一九九〇年)、木村英一「六波羅探題の成立と公家政権―「洛中警固」を通して―」(『ヒストリア』一七八、二〇〇二年)などがある。

- (8) 橋本初子「中世の検非違使庁関係文書について」(『古文書研究』一六、一九八一年)。他に使庁の裁判機能を扱った論文は、吉田通子「鎌倉期、使庁洛中政治支配の一考察」(『法学研究』六四―一、一九九一年)、同「鎌倉末・南北朝期の使庁民事訴訟手続き」(『北陸大学紀要』一五、一九九一年)がある。

- (9) 網野善彦「造酒司酒麴役の成立について―室町幕府酒屋役の前提―」(『続莊園制と武家社会』、吉川弘文館、一九七八年)、同「元亨の神人公事停止令について―後醍醐親政初期の政策をめぐって―」(『日本古文学論集』六 中世II、一九八七年。初出は一九七七年)。
- (10) 森茂暁「後醍醐天皇」(中央公論新社、二〇〇〇年)、八四頁。

- (11) 拙稿「検非違使別当の人事からみる鎌倉後期の朝廷」(『日本史研究』五二八、二〇〇六年)。
- (12) 笠松宏至・佐藤進一・百瀬今朝雄校注『中世政治社会思想』下(岩波書店、一九八一年)六八頁。
- (13) 註(12)前掲書、三四五頁。
- (14) 註(11)拙稿の表1「鎌倉後期の検非違使別当一覽」を参照。
- (15) 『公卿補任』元徳一(一三三〇)年の勤修寺経頭の官職の履歴の欄を参照。
- (16) 別当が京都を離れる際、辞職する例が鎌倉後期でも見られる。「花園天皇宸記」の元亨三(一三三三)年一月五日条には、「伝聞、別当（日野重忠）為勅使可下向関東云々、明曉進奏云々、進辞状下向、左佐忠望（日野重忠）行務云々」と、別当の日野資朝が関東に勅使に向かう際、別当を辞して下向していることが書かれている。
- (17) 建武新政期の検非違使庁による追捕の記事は見当たらないが、検非違使庁が警察機能から全く手を引いたわけではない。捕らえた罪人の管理は検非違使庁が行っていた。「実任卿改元定記」(『統群書類従』第一一輯上)の元弘四年二月一日条に「去夜改元定。只今事畢。敕令左衛門権佐範圍。尉職政。章緒。章廉等參陣」とあることや、「匡遠記」(橋本義彦「小槻匡遠記」(『書陵部紀要』一一、一九五九年)建武二年六月二十五日条で「被行免者、上卿以下同前、官人東部章村東部五位、召官人被下勘文、合点囚五人云々」とあることから、罪人の免者を検非違使庁の職員が担当しており、検非違使庁で獄舎の管理が行われていたことがわかる。
- (18) 森茂暁「建武政権―後醍醐天皇の時代―」(教育社、一九八〇年)一三二頁。
- (19) 註(12)前掲書、九一頁。また「大番条々」を基にした建武新政期の京都大番役の研究史は、吉田賢司「建武政権の御家人制「廃止」」(『鎌倉時代の権力と制度』(思文閣出版、二〇〇八年)にまとめられている。
- (20) 森氏註(3)前掲論文。

- (21) 『匡遠記』建武二年六月二二日条。
- (22) 森氏註(3)前掲論文。
- (23) 『吉統記』弘安二(一二七九)年五月五日条など。
- (24) 『花園天皇宸記』正和三(一二三四)年四月六日条、元応二(一二三二)〇年一〇月五日条など。
- (25) 「小野氏女申状」に「自去年始及濫訴之条、不便之次第也」とあることから、東寺雑掌が提訴したことがわかる。
- (26) 『東寺・東寺文書の研究』(思文閣出版、一九九八年)に所収。
- (27) 註(26)前掲書、七〇二頁。
- (28) 『三代制符』(『統々群書類従』第七、統群書類従完成会、一七八頁)。
- (29) 橋本氏註(8)前掲論文。
- (30) 註(26)前掲書、六八八頁。
- (31) 註(26)前掲書、七〇三頁。
- (32) 森氏註(3)前掲論文。
- (33) 註(11)拙稿。
- (34) 阿部氏註(2)前掲論文。八番制改組についても同論文に書かれている。
- (35) 『大日本史料』六編一二、四三三頁。
- (36) 森氏註(2)前掲論文。
- (37) 検非違使の官人を勤めている坂上氏・中原氏については、布施弥平治「明法道の研究」(新生社、一九六六年)に一人一人の経歴が詳細に書かれている。また今江広道「法家中原氏系図考証」(『書陵部紀要』二七、一九七五年)では、史料によって中原氏の系図を考証している。この両論文を参照。
- (38) 註(12)前掲書、七七頁。
- (39) 佐藤三郎「建武元年の徳政に就いて」(『歴史学研究』五〇、一九三八年)、佐藤進一「南北朝の動乱」(『日本の歴史』九、中央公論社、一九六五年)五九頁、赤松俊秀「室町幕府」(『体系日本史叢書』一政治史I、山川出版社、一九六五年)三一五頁、黒田俊雄「建武政権の所領安堵政策について―一同の法および徳政令の解釈を中心に

- 「赤松俊秀教授退官記念国史論集」所収、一九七二年）等。
- (40) 黒田氏註(39) 前掲論文。
- (41) 森氏註(3) 前掲論文。
- (42) 小川信「南北朝内乱」(『岩波講座日本歴史』六 中世二、岩波書店、一九七五年)。
- (43) 市沢哲「後醍醐政権とはいかなる権力か」(『争点日本の歴史』四、新人物往来社、一九九一年)。
- (44) 吉原弘道「建武政権の安堵に関する一考察—元弘三年七月官宣旨の伝来と機能を中心に—」(『古文书研究』四〇、一九九五年)。
- (45) 美川圭「建武政権の前提としての公卿会議—合議と専制—論をめぐって」(『日本国家の史的特質 古代・中世』、思文閣出版、一九九七年)。
- (46) 網野善彦「蒙古襲来」(『網野善彦著作集』第五卷(岩波書店、二〇〇八年。初版は一九七四年) 三二七頁。本文に引用文中の「徳政令」は「所領回復令はそれ自体「徳政令」といわれるようになった。』(同書三三四頁)とあることから、所領回復令としての徳政令を意味する。
- (47) 「諸国諸庄園狼藉国司守護注進事」(註(12) 前掲書、七二頁)。
- (48) 「南北朝遺文」九州編 第一卷、五五号文書。
- (49) 「南北朝遺文」九州編 第一卷、四七号文書。
- (50) 本文中に挙げた徳政令発布の検非違使庁牒に続き、「負物半倍、本錢返半倍、その結解をなして、半倍を過ぎば、田畠を取返すのみにあらず、過ぐるところの用途は、本主これを返すべし」という規定が記されている(註(12) 前掲書、七七頁)。
- (51) 佐藤進一氏註(4) 前掲論文。
- (52) 岡見正雄校注「太平記」第一卷(角川書店、一九七五年) 一七頁。
- (53) 「史料 京都の歴史」第三卷 政治・行政(平凡社、一九七九年) 二一一頁。
- (54) 和田茂樹・友久武文・武木宏夫編「瀬戸内寺社縁起集」(広島中世文芸研究会、一九六七年) 一一頁。本文中の「齒長寺縁起」の説明、

- 「齒長寺縁起」の記事の抜書は同書からの引用である。
- (55) 丹生谷哲一「増補検非違使—中世のけがれと権力—」(平凡社、二〇〇八年。初版は一九八六年) 九四頁。
- (56) 笠松宏至「中世の政治社会思想」(『日本中世法史論』(東京大学出版会、一九七九年) 所収。初出は一九七六年)。「鎌倉後期の公家法について」(註(12) 前掲書所収)。
- (57) 佐藤三郎氏註(39) 前掲論文。
- (58) 森氏註(3) 前掲論文。
- (59) 「南北朝遺文」九州編 第一卷、四七号文書。
- (60) 「南北朝遺文」関東編 第一卷、一三九号文書。香取社をめぐる徳政令適用の相論の経緯については、鈴木哲雄「建武徳政令と地域社会—下総香取社の情報収集—」(『相剋の中世—佐藤和彦先生退官記念論文集—』(東京堂出版、二〇〇〇年)に詳しく書かれている)。
- (61) 「鎌倉遺文」二八卷、二二六六号文書。
- (62) 「大日本史料」六編—一、四六五頁。
- (63) 註(62)を参照。
- (64) 註(11) 拙稿。
- (65) 建武元年一月三日付「雑訴決断所牒案」(『大日本史料』六編—二、二五二頁、建武二年一月二日付「雑訴決断所牒」(『南北朝遺文』九州編、第一卷、三三三三号文書)など)。
- (66) 佐藤進一氏註(4) 前掲論文。
- (67) 五味氏註(5) 前掲論文。

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)